

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年10月21日（火） 23：11～23：28

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣
林芳正 国務大臣（総務大臣）
平口洋 国務大臣（法務大臣）
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）
片山さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松本洋平 国務大臣（文部科学大臣）
上野賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木憲和 国務大臣（農林水産大臣）
赤澤亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金子恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木原稔 国務大臣（内閣官房長官）
松本尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧野たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾崎正直 内閣官房副長官
佐藤啓 内閣官房副長官
露木康浩 内閣官房副長官
岩尾信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

まず、人事案件といたしまして、内閣法制局長官に岩尾信行を任命することについて、御決定をお願いいたします。

尾崎副長官、佐藤副長官、露木副長官及び岩尾法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を尾崎副長官が朗読いたします。

○尾崎内閣官房副長官：本日、私は内閣総理大臣を拝命し、新たな内閣が発足いたしました。日本と日本人の底力を信じてやまない者として、日本の未来を切り拓く責任を果たすべく、全身全霊を捧げてまいります。

今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。絶対にあきらめない決意をもって、国家国民のため、果敢に働いてまいります。

国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、高市内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。日本と日本人の底力を信じてやまない者として、日本の未来を切り拓く責任を果たすべく、絶対にあきらめない決意をもって、国家国民のため、内閣の総力を挙げて、以下の政策を推し進める。

1. 強い経済の実現

様々なリスクや社会課題に対し、官民手を携えて先手を打って行う「危機管理投資」を肝として、日本経済の強さを取り戻すための成長戦略を始動させ、軌道に乗せる。

財政の持続可能性には常に配慮しつつも、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことにより、暮らしの安全・安心を確保するとともに、所得を向上させ、消費マインドを改善し、税収を増加させる。

そのため、物価高対策、経済安全保障の強化、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障の確立、国土強靭化、サイバーセキュリティ対策の強化、健康医療安全保障の構築、人材総活躍の環境づくりに取り組む。

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る

地方の「暮らし」と「安全」を守るため、地域ごとの産業クラスターの形成、地方のDX化の推進、地場産業の強化、地域公共交通の維持に取り組む。

外国人問題に関する司令塔機能を強化し、総合的な対策を推進する。組織犯罪対策等を講じ、治安の維持・向上を図る。

万一、大規模な自然災害、テロ、感染症など、国家的な危機が生じた場合、国民の生命と財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対

処する。

東日本大震災、能登半島地震をはじめとする大規模災害からの復興に全力を尽くす。

3. 外交力と防衛力の強化

日本の国益を守るために、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を強化しつつ最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄、国際社会との共存共栄を推進する。

日米同盟を基軸に、自由で開かれたインド太平洋というビジョンの下、同志国やグローバルサウス諸国との外交・防衛・経済等の多角的な連携を拡大する。インテリジェンス機能の強化に取り組む。北朝鮮による拉致被害者の早期帰国に取り組む。

我が国の主体的判断において、防衛力の抜本的強化を図る。

○木原国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理は、お手元の資料のとおりとなりますので、指定された大臣は、対応に万全を期すようお願ひいたします。

次に、私から「閣議等の議事の公表等」について、申し上げます。閣議や閣僚懇談会の案件で公表すべきものについては、閣議後の会見で私から統一的に公表しますので、各閣僚におかれでは、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んで下さい。閣議等の案件の中には、不公表扱いとするものがあります。これらについては、閣議等に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。閣議等の議事の記録については、平成26年3月28日の閣議決定に基づき、私の指示の下、内閣官房において議事録を作成し、閣議等から概ね3週間後に官邸ホームページに掲載することにより、公表することとしております。議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますようお願ひいたします。

次に、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願ひいたします。また、大臣補佐官の任命については、お手元の資料の方針で進めたいと考えております。大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますようお願ひいたします。なお、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められておりますので、十分に御留意願います。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められております。内容はお手元の資料のとおりとなりますので、この規範を必ずお読みいただき、政治と行政への国民の信頼を確保するため、これを遵守されるようお願ひいたします。

次に、「政・官の在り方」については、令和3年10月4日の閣僚懇談会において、お手元の資料のとおり申し合わせがなされております。「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指し、各府省の具体的な対応は、この方針を踏まえ、各大臣の判断と指示の下に行うものとしておりますので、政・官関係の適正確保に指導力を発揮していただくようお願ひいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。1点目は、閣僚はいかなるときにも連

絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について申し上げます。国務大臣は、宮中において、天皇陛下にその所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会がありますが、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどがないよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。記者会見やテレビへの出演、マスコミからの取材、各種講演などで対外的発言をされたり、SNSなどにより対外的発信をするに当たっては、常に高市内閣の一員としての発信となることに留意するとともに、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑惑を抱かれることのないよう十分御留意願います。また、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められておりますので、各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、初閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、第217回国会に提出し継続審査中の議案の審査取り進め方申出について、御決定をお願いいたします。本件は、前内閣が第217回国会に提出し、現在、衆議院において継続審査中の「医療法等の一部改正法案」外3件の議案について、その審議を進められるよう衆議院議長に申出を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。内閣総理大臣補佐官等14名を、お手元に配布しております資料のとおり、任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「第219回国会の開会式におけるおことば案」について、御決定をお願いいたします。お手元の「おことば案」を朗読いたします。

本日、第219回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

「おことば」があるまで、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、「おことば案」は、そのまま席上に置かれるよう、お願ひいたします。

○木原国務大臣：次に、内閣総理大臣から2件御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：日本は今、少子化、物価高、国際情勢の緊迫、そして地方の衰退などの大きな岐路に立っています。こうした中、「未来への不安を希望に変える」ため、まずは、今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本

経済の強さを取り戻すための経済政策を作り上げていきます。こうした基本的な考え方のもと、第1に、生活の安全保障・物価高への対応、第2に、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、第3に、防衛力と外交力の強化を柱とした「総合経済対策」を策定します。詳細はお手元の資料をご覧ください。以上3つの柱に沿って、経済財政政策担当大臣を中心に、与党と十分連携して具体的な検討を行い、党派を超えた議論も踏まえて、経済対策を取りまとめてください。経済対策を決定した上で、補正予算を提出いたします。閣僚各位におかれましては、国民の皆様の声を聞き、施策の具体化に取り組んでいただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○高市内閣総理大臣：閣僚等の給与については、今国会において、特別職給与法を改正し、閣僚等が国会議員の職を兼ねる場合には、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、支給しないことといたします。また、特別職給与法が改正され、公布・施行されるまでの間は、給与の一部を返納することといたします。詳細は、この後の閣僚懇談会で官房長官から説明がございます。

○木原国務大臣：次に、牧野たかお国務大臣及びあかま二郎国務大臣の名前の使用について、申し上げます。2大臣の名前の使用については、申請に基づき、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については、本名を使用し、それ以外は、通称名を使用することといたします。これを閣議口頭了解といたしますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても給与の一部返納を継続することとしたいと思います。これにより、内閣総理大臣にあっては、月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては、同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとします。また、令和5年1月24日の閣僚懇談会で申し合わせた「閣僚の給与の追加返納について」に係る返納についても、現下の諸情勢に鑑み、当面、新内閣においても継続することとします。なお、今国会において、特別職給与法を改正し、閣僚等が国会議員の職を兼ねる場合には、閣僚等としての給与を、当分の間、支給しないことを予定しており、本申合せはこの法案が成立し、公布・施行されるまでのものとなります。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

初 閣 議 案 件

〔 令和 7 年
10 月 21 日 〕

(火)

◎人 事

- 資料あり ○ 岩尾信行を内閣法制局長官に任命することについて（決定）

◎一般案件

- 資料あり ○ 内閣総理大臣談話（決定）（内閣官房）
" ○ 基本方針（決定）（同上）
" ○ 第 217 回国会に提出し継続審査中の議案の審査取り進め方申出について（決定）（同上）

◎人 事

- 資料あり ○ 増田和夫外 13 名を内閣危機管理監等に任命することについて（決定）

〔 ○ 署名あり ☆ 署名なし 〕

件名外案件

〔令和7年
10月21日〕 (火)

◎一般案件

資料あり ○ 第219回国会の開会式におけるおことば (案)
(回収) (決定) (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]